

与党旧優生保護法に関するワーキングチーム御中

優生保護法下の強制不妊手術について考える議員連盟 御中

## 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」に対する意見

2019年4月9日  
優生手術に対する謝罪を求める会  
[ccprc79@gmail.com](mailto:ccprc79@gmail.com)

私たち「優生手術に対する謝罪を求める会」は、1997年から優生手術の実態解明と被害者への謝罪と補償を求めてきました。国会議員の皆さまが党の垣根を越えて被害者のための法律作りに努力なされ、去る3月14日に法律案を発表されたことは、私たちの要望が形になったことと受け止め、歓迎いたしました。

一方、いくつかの点については検討を求めたく、意見書を作成していたところです。また、宮城県で20年以上被害を訴えてきた飯塚淳子さん（仮名）、全国初の国賠訴訟を提訴した佐藤由美さん（仮名）の裁判では、5月28日に判決が言い渡されますので、それを見極めての法律案再検討を願っておりました。しかし、4月10日に国会に提案されるかもしれないと知り、次の点について十分な審議がなされるよう、この意見を提出いたします。

### 【前文について】

「国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し」との文言は、評価しております。

しかしながら、被害者の方々が、一様に口にされるのは、「責任を明らかにして、国に謝ってほしい」ということです。国による反省と内容の明確化、被害者への謝罪の表明が、人権回復の第一歩です。

3月14日の法律案発表時には、「我々には、国会、政府、地方公共団体が含まれる」という説明が与党ワーキングチーム、議員連盟議連の国会議員の方からありました。そうであるならば、「我々は～おわびする」ではなく、「子どもをもつかもたないかを自ら決める権利を奪い、基本的人権を侵害したことに対して、国は、真摯に反省し、心から深くおわびする」としてください。

### 【一時金の金額について】

「求める会」は昨年、与党ワーキングチーム、議員連盟のヒアリングを受けました。その折りに、国会議員の方々が、被害者の人権回復に向けて努力される強い熱意を感じました。その皆さまは、一時金の額320万円に納得しておられるのでしょうか。

被害者は心と身体に大きな苦痛をうけるとともに、人権としての「性と生殖に関する健康／権利」を奪われ、子どもをもつかもたないかを自分で決めることができなくなりました。現状の法案の金額では、優生手術等の人権侵害を小さなことだと評価していることになってしまいます。

この法律が、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指すのならば、法案作成にかかわりを持った多くの関係者が誇りをもてるよう、いま一度、検討してください。

### 【一時金の対象について】

法律案が、同意があった場合も含め優生手術被害者約25000人を一時金の対象としたこと、法の規定を逸脱した放射線照射や子宮摘出などの被害も対象としたことは評価しております。

しかし優生保護法が障害者差別だったという周知や啓発が行われなかったために、1996年の母体保護改定後も、障害を理由とした不妊手術や中絶、放射線照射や子宮摘出が行われたおそれがあります。期間の限定を外してください。

また、優生保護法第14条1項1, 2, 3号に基づく優生上の理由による人工妊娠中絶も、謝罪、補償としての一時金の対象としてください。

## 【法律案第 21 条の調査及びその報告書、周知について】

法律案第 21 条が、「調査その他の措置を講ずる」としたことを歓迎いたします。形ばかりの調査にならないよう強く求めます。

昨年、厚労省は、与党ワーキングチームや議員連盟からの要請に基づいて、都道府県、市町村、特別区、厚労省内部部局や関連施設、各医療機関や福祉施設が保有する優生手術についての資料や記録について調査しました。しかし、その調査は全く不十分と言わざるをえないものでした。例えば、医療機関や福祉施設については、「回答は任意。調査は個人の診療記録（カルテ等）やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認を求めるものではなく、調査時点において把握している範囲内の情報について」回答を求めるというものでした。その結果、回答した医療機関や福祉施設は全体の約半数、個人記録があると回答したのは 0.3% だけでした。各都道府県の公文書館や倉庫、医療機関や福祉施設等には、多くの優生保護法に関する資料や個人の記録が、探索も調査もされることなく埋もれたままです。実態解明に向けた調査は、端緒についたばかりです。

そこで、次のことを調査の項目とすることを提案します。

### (1) 優生保護法の成立や改定の経緯

- ①法成立の経緯
- ②改定に関する論議

### (2) 優生保護法に関する国から自治体への働きかけの実態

- ①国からの通知および事務連絡のすべて
- ②地方自治体からの疑義照会および回答のすべて

### (3) 中央優生保護審査会（公衆衛生審議会優生保護部会）の運営

### (4) 優生保護法のもとでの被害の全容や各自治体における運用実態

――前述の厚労省によって行われた調査を、再度、より徹底して行う必要がある。また、教育分野に範囲を広げて、同様の調査を行う必要がある。特に、被害を訴えている方々がいたことのある施設や病院などについては、同様の手術が他の利用者にもなされていた可能性が高いので、重点的な調査が求められる。

①都道府県、市町村、特別区における行政機関（本庁、公文書館、保健所、母子保健関連情報集約機関、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童相談所など）に存在する優生保護法に関連する資料、障害を理由とした優生手術や中絶に関する資料や個人の記録の調査

②医療機関、福祉施設（障害者支援施設、障害者入所施設、児童養護施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、保護施設など）、教育機関（通常学級、特別支援学級、特別支援学校、養護学校、教育委員会、学校保健機関）に存在する優生保護法に関連する資料、障害を理由とした優生手術や中絶に関する資料や個人の記録（カルテ、医務日誌、ケース記録など）の調査

③医療機関、福祉施設、教育機関については、当時、勤務していた職員や関係者に聞き取り調査を行う

### (5) 日本健康学会（旧日本民族衛生学会）、日本精神神経学会、日本精神衛生会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会（旧日本母性保護医協会）など、優生学や精神医療、産婦人科医療に関する学会における優生保護法についての関与

### (6) 教育の中での優生保護法についての関与

教科書、社会教育のなかでの障害を理由とした不妊手術や中絶の扱い

### (7) 障害者団体、障害者の親の団体、女性団体の優生保護法に関する取り組みや経緯

そして、上記の調査結果を報告書として公表すること、さらに報告書の知見を踏まえ、法律案第 22 条に定める「周知や理解」の内容に反映させることを強く要望します。

以上